

参議院石炭対策特別委員会会議録第十号

昭和四十二年七月十二日(水曜日)

午後二時七分開会

委員の異動

七月十一日

辞任

近藤英一郎君

補欠選任

高橋雄之助君

出席者は左のとおり。

委員長

鈴木 壽君

理事

鈴木 壽君

西田 信一君

二木 謙吾君

小野 明君

委員

井川 伊平君

石原幹市郎君

小林 章君

高橋雄之助君

柳田桃太郎君

山下 春江君

吉武 恵市君

阿部 竹松君

大河原一次君

大矢 正君

宮崎 正義君

国務大臣

菅野和太郎君

政府委員

井上 亮君

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭保安局長

事務局側

常任委員会専門員

小田橋貞寿君

説明員

通商産業省石炭局産炭地域振興課長

飯島 三郎君

本日の会議に付した案件

○石炭対策樹立に関する調査

(雄別礦業所の落盤事故に関する件)

○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木壽君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。

七月十一日、委員近藤英一郎君が辞任され、その補欠として、高橋雄之助君が選任されました。

○委員長(鈴木壽君) 当面の石炭対策樹立に関する調査を議題といたします。

この際、去る六月三十日に発生いたしました雄別鉱業所の落盤事故に関する件について通商産業省当局から説明を求めます。

○政府委員(中川理一郎君) 去る六月三十日、雄別鉱業所におきまして、落盤事故がございました。本年に入りましてから人災といいたしまして、貴重な人命を一時にして六名なくするという遺憾な災害を起こしたわけでございます。

災害の状況につきましては、ただいまお手元にお配りしてございます概況をままとめたもので、これはただ、七月四日につくりましたので、たとえばあとで御説明いたしますが「取り明け中」であるというふうなことを書いてございますが、取り明け作業はもう終わっておりますので、この資料を中心にしたが、その後の経過につきましては若干口頭でもってつけ加えてお話しするという御説明をいたしたいと思います。

資料に即して申し上げますと、災害が起きました炭鉱名は雄別炭鉱、坑口名は通洞坑でございます。

所在地、鉱業権者名、発生年月日等はここに記載のとおりでございます。発生箇所は次の二枚目の略図をちょっとごらんいただきますと、まんに北進昇というのがございますが、そのやや右側に黒い線がございまして、坑口から約二千九百九十メートル、その左のところに二片下層払いとございまして、これが切り羽面でございます。

いまして、ここから採掘を進めまして、黒い太い線のところまで採掘が進んだ状況で、このバツじの個所で落盤が起ったわけでございます。

一ページに戻りまして、当鉱は鉱山労働者千九百三十名、月産五万六千三百トンを出炭しておる甲種炭鉱でございます。災害が発生しましたのは一卸の保安炭柱として残していた雄別本層中の下層を払い面の長さ百二十四メートル、払いの傾斜十四度ということで、前進式で油圧の鉄柱、一・二メートルのカップによって支保いたしました。

で、日立製作所製の八十馬力のジブカッターを使用してハッパ採炭を実施しておったのでございまして、ちょうどこの日はこの切り羽面を払い出しましてから一日二・四メートルで十二メートル進んでいた、たしか二十四日からこの払い面をやっておるわけでありまして。

災害当日の払いには係員が三名、鉱員が二十八名の計三十一名の採炭作業員が作業に従事しておったわけでございますが、たまたま災害の発生時の払いの戸樋口から肩に八メートルの地点、及び十九メートルの地点にそれぞれ支柱方が就業し、またその支柱方の中間位置で二名のせん孔夫がせん孔作業中でありましたときに、ふけ部の支柱開始と同時に戸樋口より肩約九メートルの地点、先ほど図でお示しました地点より肩の

約九メートルの地点から二十四メートルの地点にかけての十五メートルの間にわたりました、突然全面崩落したために、さきに申しました六名の方が埋没し、罹災されたのでございます。

災害発生直後、同払いの就業者及び救助隊によりまして罹災者の救出作業にあたりました結果、当日の十五時に三名、十六時五十分三名、それぞれ遺体として収容したわけでございます。

災害の発生直後、札幌鉱山保安監督局及び釧路鉱山保安監督署より鉱務監督官三名を現地に急行させまして、罹災者の救出作業の指揮に当たらせるとともに、原因については取り明け作業と同時に調査を実施してまいったわけでございます。

この書類では「取り明け中の作業と並行して調査を実施中である」と書いておりますが、きょうの時点におきましては、大体取り明け作業は完了いたしました。一応の現場調査を完了したわけでございまして、目下関係者から災害前後の状況を聴取しておるところでございます。

現場検査で判明した事実を申し上げますと、崩落の現場のまっすぐ上、直上二メートルのところに、切り羽面に並行いたしました旧坑道が存在していること、また崩落部内に二筋の、二条の小断面の存在が認められました。さらには崩落範囲内の鉄柱が抜けしたと思われるものを除きまして、いずれもが払いのふけ側ややと方向に倒れておるといふ事実が明らかになっております。以上の事実からいたしますと、崩落は支柱と同時に払いの肩部よりふけ部に向かって発生したと判断されるのでございます。

本災害の原因につきましては、調査完了を待って検討することとしております。ただ、先ほど申しました旧坑道と断面の存在、これらとの、原因との因果関係につきましては、もう少しく究明を加えた上で明らかにしたいと考えております。

が、現在、ただいまの私どもの感じといたしましては、旧坑道の存在だけでも崩落があり得たかどうかというところは、在来、この種の形のところを雄別では同様な採掘をいたしておりますので、避け得たのではなからうか、それにプラス二つの断層があった、これによってこの不慮の災害が起こったのではなからうかというような感じを持っておるわけでございます。

○委員長(鈴木壽造) ただいまの説明に対し、質疑のある方は、順次御発言願います。

○大矢正君 いま保安局長から説明がありました。炭鉱は以前からかなり崩落事故が多いということでありまして、とりあえずこの炭鉱の今日まで一、二年間における事故、ありましたらひとつ説明をお願いいたします。

○政府委員(中川理一郎君) 雄別炭鉱の災害発生状況を稼働延べ百万人当たりについて見ますと、全災害では三十八年に千四百九十六、三十九年に九百三十四、四十年に九百九十、四十一年に八百九十八、大体におきまして、多少の減少傾向はございますが、傾向としては逐年減少の傾向を示しております。また、落盤災害のみについて見ますと、三十八年に五百七十六、三十九年に三百四十、四十年に三百九十八、四十一年に三百五十五と減少の傾向を示しておるとは言えます。ものの、北海道全道の平均のそれに比しますと、必ずしも良好とはいえない状況でございます。ただ四十二年の一、四月の状況について見ますと、いずれも全道平均を下回る状況で推移してきて、本年度は本炭鉱もやや好成績になってきたかというふうに感じておりましたところ、六月のこの事故が出たわけでございます。

○大矢正君 元来、この爆発事故の場合には、非常に広範囲に坑内が閉鎖状態になるし、したがって、出炭もできないし、会社に与える経済的影響といふものも甚大なわけですね。そういう意味で、爆発事故に対しては、通産省としても非常に神経質になっておられるわけだけれども、この種

の事故は、言ってみれば、払いなら払いの局所的にとまるだけであって、山は依然として操業体制に入っているから、会社に与える被害なり損失なりといふものはまことに微々たるものだ、しかし、失われる人命においては変わりはないわけですね。

そこで、どうも私はこの雄別炭鉱の事故から、落盤事故だから、これはたいしたことはない、爆発と比べて落盤事故はそれほど社会的にも問題になるものでもないから、したがって、そんなに神経質を考えたり、判断する必要はないのじゃないかというふうなお気持ちがあるけれども、あなたのお話のように見受けられてならないので、まことに遺憾なことだと思つております。が、元来、炭鉱の事故というものは私は不可抗力のものではない、そう考えることが正しいし、そうあるべきだと思つております。しかし、そうはいきなり、実際にこの事業をやっていく上におきましては、不可抗力ではないといふながらも、まあやむを得ざる場合もあり得ると私は自分自身考へておるわけでありまして、が、しかし、この雄別炭鉱の今回の落盤事故に限っては、どうも不可抗力どころではない、十分な注意、細心の保安に対する考へ方があれば、この種の事故は私は防げた、こういうふうに考へざるを得ないのであります。保安局長としてどう考へておられるか、お答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(中川理一郎君) ただいま大矢先生おっしゃいましたとおり、ガス、炭じん、爆発が非常に大きな社会的な取り上げ方をされるに比較いたしまして、落盤事故がそれほど目立たないというところは御指摘のとおりだと思つておられますが、保安局としては、これは保安の成績をよくするために私は決して二つのことを区分けして頭を置いておるわけではございません。全体の災害率を低くいたしますためには、落盤事故、運搬事故といった頻発災害といふものを、その繰返しをできるだけ少なくすることによりまして、全体の数字は低くならないわけではございませ

す。御承知のように、落盤と運搬で全羅災害としては半分以上のものがそれに該当するわけでございます。その上に爆発事故等がございまして、これは先生、先ほどおっしゃいましたように、非常に規模の大きな事故に相なりますので、下に毎年ございまして頻発災害の上に一つの大きな山が積み重なって、その年度の災害件数を非常に大きくする、こういうことでございまして、私も同じく思つておる。ましては、ガス爆発等の重大災害の絶無を期するということが相並びまして、落盤、運搬災害等につきましては、ただいまおっしゃいましたように、事前の綿密周到な配慮があれば、一〇〇%とは申しませんが、相当程度防げるはずのものであるということにおいては、大矢先生と同じ気持ちでこのことに真剣に取り組んでおるわけでございます。

落盤災害は自然条件のちよつとした違いが防止対策上に大きく影響する性格を持っております。ために、画一的にこうやれば絶対だじょうぶだといふようなきめ手を見出すことがなかなか困難でございます。これはさうでございまして、けれども、過去の事例より見ますと、技術的に解明することでも可能ではないかと思つておられるものが相当数あるわけではございません。また、関係者の注意によって防止できたと思つておられるものもかなり見受けられるわけではございます。ただ、先ほど申しましたように、非常に自然条件の変化に関係がございまして、状況変化に対して即刻適切な対応策が取られ得るということが、落盤のような事故につきましても特に大事なことでございませう。

私もしましては、落盤事故の重大性にかんがみまして、昭和三十九年から三十九年の期間を費しまして、学識経験者及び炭鉱関係者からなる落盤防止部会を設けまして、検討を重ねてまいりまして、やや一般的な結論ではございませうけれども、最近やや広範な資料をいたしまして結論をまとめたわけではございます。これはやや一般的な結論に相なっておりますので、採掘にあたって付近

の岩板を痛めないような方法を採用する。そのためにはなるべくハッパを使用しないといふのが一つでございます。第二には、天盤に対する支持密度を大きくして、かつ支持抵抗を増大するとともに、均一的な力で支持する。そのためには、水圧鉄柱を使用することが望ましい。第三には、裸天井下の掘採作業をできるだけ少なくする。このためにはドラムカッターの機械採炭への移行を考慮すべきである。第四番目には、掘採箇所の地質状況を事前に十分把握すること、このためにできるだけ後退式の採掘方法を採用することについて検討すべきであるといふような結論を出して、これに關しての具体的なデータ等もつけておいたわけでございます。

しかし、前に申しましたとおり、こういった基本線も、落盤防止に対する絶対的なきめ手になるかどうかといふことでは多少問題がございませう。少なくともこの線に沿って操業を行なう場合には、相当の効果が得られるものだと確信しております。したがって、今後は監督を通じてこれらの実施を強力に推進するとともに、坑内の自然条件の変化に対する応用動作といふものが、先ほど申しましたようなことを、状況変化に対しての適切な措置、判断、こういうものの力をつけることを主眼にして、広い意味での保安教育といふようなものを、現場の作業員、監督者、さらにはその上層部にいる経営のトップの人たち、こういった各層に対して十分に徹底してもらつて。そして応用動作を炭鉱の方々全員に身につけていただくというところに、どういふことをやればいいのか、一そう真剣に検討を進めたいと思つておるわけでありませう。

○大矢正君 保安局長、この切り羽はその後どうなっているのか。現に稼働しているのかどうか、払っているのかどうか。払い始まっているのかどうか。

それから、それと関連してお尋ねをしておきたいことは、さっきの報告の中で、あなたのほうは、目下この原因について調査中とおっしゃるけ

れども、取り明けはすでに完了しておるわけで、取り明けが終わってもなおかつ原因がわからないなどというばかな話は私はないと思う。目下取り明け中だったらそういう話は成り立つかもしれない。しかし、事故が起きてもうすでに十二日たつた。十二日たつてもうすでに取り明けが完全に終わったという事は、なぜ崩落があつたのか、なぜ崩落したのかという原因については、特にこの山のこの種の事故について私は十分結論が出ているものと思わざるを得ないわけだ。したがって、たとえば北海道、この炭鉱のあります北海道の新聞等を見ますと、従来、この落盤事故というものについては新聞はあまり取り上げなかつた。しかし、今回のこの問題に限ってかなり大々的に取り上げて、世論に対して警告を発しているというこの事実を見ても、私は、いまあなたが、まだ原因が不明だとおっしゃるけれども、そうではなくて、二十一日の国会が終わるまでは明らかにしないという考え方があつたから言わないまでも、当然のことながらわかつていられるのです。もしおわかりになつていたらこの際それを述べていただきたいと思ひます。

○政府委員(中川理一郎君) 第一点のお尋ねでございますが、先ほどの図面をちょっとごらんいただきますと、この黒い太い線で示しました災害の発生箇所直上二メートルのところに旧坑道があつたわけでございますが、さらにその右にやや黒い線で上のほうから下のほうまで相当長く一軒と書いたのがございます。いまの災害箇所からさらに坑道を進めていきますと、同じような条件でこの坑道の下にまた出るわけです。したがって、ただいまのところは採掘は停止いたしておいて、第一点の御質問に対しては、いま稼働はいたしておらない。次にまた、この坑道の下に来ることも考えまして、どういう採掘方法がよろしいかという事は、もう少し慎重に考えてまいりたい、かように思つておるわけでございます。

第二点でございますが、先ほど申しましたとおり取り明け作業は完了いたしました、関連があると思われる事項、つまり直上二メートルの所に古い坑道があつたということ、崩落箇所内に二条の断層があつたということ、これが採掘作業中に崩落した。こゝまでは取り明け作業を了した現在においてわかつておることでございます。なお詳細検討中というものは、この事故の前の状況につきまして、当日その現場にいられつた方々、その他の関係者から話を聞いております。それを聞き終へましたところで、全体としての結論を出したい、かように考えております。

○大矢正君 これは働く者は図面を持っておるわけではないし、それから過去に旧坑道が走つておつたかどうかということもわかるわけではないわけだ、何もわからないままに結局作業せいで言われてやるわけだ。しかし、少くともこれだけの炭坑でありますから、坑内の図面についてはかなり整備をされてはいるはずだと思ふのです。そうすると、直上二メートルの所に旧坑道があり、それを支えていた鉄柱を抜いたら必ず崩落は起るのではないかと。それは起らない場合もあり得るだらうけれども、起るのではないかと。いうことは、一般に私は考えてよい事柄ではないかという感じがするのです。私はやはり、経営者もそうであるし、保安を監督する立場にあるあなたの方の判断の中にも、爆発事故というものについては、ガス、炭じんを問わず、まあ世論の上から見ましても、また人命尊重の上から見ても、企業の経済的な立場から見ても重大なものであるといふふうにはお考えになるが、崩落事故については非常に注意が緩慢な点があるのではないかと。もちろん経営者だって崩落してはならないと考えるばかりではないのであつて、崩落がないことを願つておることには違ひないが、しかし、坑内が全面閉鎖される爆発事故とは比較にならない軽微なものであるだけに、それが故に細心の注意を怠つておるという面も私も指摘せざるを得ないわけだ。

しかも聞くところによると、さっき私が述べましたとおりこの炭坑はしばしば崩落事故があると

いうことを聞いておりますし、そういう点から見れば十分注意する必要がある。ただ私は長々とここでこの問題について保安局長と質疑をしてこられたら、それでは、すでに事故が起つてしまつたのでありますから、先ほどあなたが当面の保安対策についてお述べになつたが、それを極力実行するように全力を尽くしてもらいたいと思ふし、ガス爆発だけが事故ではない。やはり崩落事故、あるいは言われたとおり、運搬系統の事故というものが事故の中では非常に大きなウェイトを占めておるわけですから、そういう点について監督官その他十分な監督に当たらせるよう私は指導してもらいたいと思ふのであります。

そこで井上局長が大臣、いづれかお答えをいただきたいと思ふのでありますが、私は、先般の再建整備法に従つて、これから四十五年度までの石炭産業の再建整備計画というものが目下当局と会社との間に進められておると思ふのであります。私は、この再建整備計画を監督する際には、やはり保安面から炭鉱、鉱山が災害の統廃をさせないで再建ができるかどうかということを検討しなけりやならぬ面があるのではないかと。思ふのであります。再建整備計画は石炭局だけでつくられてしまつと、どうしてもそういう保安面に対する判断がその中に盛り込まれないといふきらいがありますから、これから再建整備計画を進めていくにあたりましては、十分鉱山保安監督局とも連絡を取つて、そうしてその上に立つて再建整備計画というものを打ち立てるべきだといふ判断を持っておりますが、この際お考えを聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(井上亮君) ただいま、大矢先生から再建整備計画をつくる上に、やはり保安計画との一体的な計画の進め方が必要であるといふような御趣旨の御意見を賜つたわけでございますが、私も石炭局の側におきまして、ただいまの御意見につきましては全く同感でございます。今日、石炭鉱業審議会におきまして再建整備計画を一応検討を始めておるわけでございますが、この原案作成は企業がいたしますけれども、これをさらに幹事会等におきまして事務的に検討を行ない、それから経理審査会というふうな段階で議論を進めたわけでございますが、この過程におきまして、十分保安局の事務当局と私ども石炭局の事務当局とが一体的な作業をいたしまして、会社の原案についてのいろいろ意見を取りまとめ、おつたわけでございます。今後私はこの体制を持続していくべきであるといふふうに考えております。なお、単に再建整備計画だけでなしに、全体としてのやはり長期計画を考えますときには、ただいま先生おっしゃいました御趣旨に沿ひまして、その御意見どおりに行つてまいりたいといふふうに考えております。

○阿部竹松君 大臣に基本的な問題をお尋ねして、あと事務的な問題については保安局長にお尋ねしたいのです。

大臣、御承知おきないと思ひますが、いまより五、六年前ですか、東京で御承知の列国の石炭業界の代表者の会議がございました。たまたまそれに出席したイギリスの燃料長官ですね、長官が日本のように炭鉱災害が起れば、わが国においては死刑になるであらう、こういう発言を残してイギリスへ帰つたわけだ。まあどういふようにも取れる発言ですが、端的にいうと、いかにイギリスと比較してわが国が災害が多いかということをは表現しておると思ひます。そこで古いことは抜きにいたしまして、戦争以前、戦争中と戦後の今日とを比較してみても、現在のほうが災害が多い。戦争中激しい戦いで日本に御承知のとおり燃料がなかつたのでありますから、そうしますと、石炭の塊は血の一滴であるといふことで相当無理して採炭をやつたわけなんです。十万吨の出炭に一人必ず犠牲者が出るということで、当時の中国あるいは朝鮮、こういうふうからなれない労働者が来ておる関係もありますが、とにかく十万吨掘ると一人犠牲者が出るということだったんですが、今日、終戦以来、私の知つておる限りで

も三井三池のあの大災害とか、山野の災害を除きましても北海道……、ちよつといま若干考えてみますと、いま大矢委員が問題にした雄別、この同じ会社の茂尻炭鉱というところがいまより十二年前に六十名なくしている。それから雄別の隣りの太平洋炭礦というのがあるのですが、三十九名一瞬にして失つておる。それから夕張ですね、それから九州へ行って伊王島から上清炭六十名、あるいは大辻炭とか、山口県の松浜炭とか、次から次へと大爆発が連続して起きているのです。戦争中といえども、あの保安を無視されたときといえども、こういうことはなかった。もういまや保安の問題は明治時代ですよ、明治時代。明治の時代には確かにそういう問題が、いま当時の記録をたどつてみるとあるわけですが、昭和の時代になつて、戦争中よりも災害が起るとは一体何たることですか。これは別に保安局長を責めるとか何とかという意味でなしに、根本的に改めなければならぬ情勢である。あなたのさいぜんの雄別炭鉱の御説明の中に加えて、そうして今度何年は何百何十名で、何年は何百何十名という報告がございまして、数は確かに減つておる。しかし三〇%災害の数が減つたといつても、人員が五〇%減れば、一人当たりの災害率というのは多くなつていくわけでしょう。減つた数だけ言つておる。五十万人のときに十万人のけがが出るのと、十万人のときに三万人に出るのとこれは違ふじゃないですか。ですから、この保安問題に関しては、明治時代と何ら変りません。こういうばかげたことがあつていいものであろうかということをしみじみと考えるわけです。

ですから基本的にこれはやはり問題がある。そういうことでひとつ大臣——大臣にお聞きするのかもしれない、これは……。大臣の担当が担当ですからお聞きしなければならぬが、いま保安局長のおっしゃつたようなことは何十回となく国会で聞いてきた。そんなことで保安の確保はできませんよ。有沢さんの答申にも、保安の問題は第三項目目ぐらゐに入れていよう。再建のほう

は、金を貸す法律は二つか三つ出てきたけれども、保安を確保せよという法律は出てきやせぬじゃないですか。甲種炭鉱の問題についてはたくさん問題がある。三池の災害から、甲種、乙種、ガスについての規制が主たるものです。落盤は直接関係はありせんけれども、こういうことを早く是正しないといふふうには何回か申し上げたはずなんです。政府もそれを納得したはずなんです。したがつて、大体根本的に保安というものの対する考え方が、佐藤総理が演説なさる人命の尊重だけでは解決にならないということをしみじみ思つていられるわけですが、根本的にひとつお聞かせください。

○国務大臣(菅野和太郎君) この炭鉱の災害がいかに多いかということ、実は大臣になつてから私もいろいろ教へられたのでありまして、炭産業といふものの確保をはかるためには、どうしても保安ということがやはり先決問題だということ痛切に感じておるものであります。従来、この保安の問題については、いま阿部委員から御指摘があつたとおり、あるいは多少とにかつたかもしれませんが、今後についてはこの保安の問題についてもう一そうわれわれ再検討して、そして将来こういう炭鉱の災害の起こらぬように、十二分にひとつ用意をしたいと、こう考へておる次第であります。

○阿部竹松君 特に大臣の指示を受けて保安の総括をなさつておる保安局長ね、山の数が三分の一に減つてゐる。減つた人員が三分の一ですよ。しかし、保安監督員は減らぬわけですから、年々若干ずつでもふえておるわけですから、保安局長の要望するだけはおこなつておるわけですか。……、しかし、山が三分の一になつて監督しなければならぬ保安係員、これは炭鉱従業員が三分の一に減れば人間が同じ数でも三倍監督あるいは指導できるという理屈になるでしょう。距離の近い遠いがありまして、それはなかなか私の言うように、三分の一に減つたから三倍監督できるだろ

うということこれは極端かもしれませんが、たとへば雄別の問題にしても三名派遣したと書いてある。釧路に保安監督署があるわけですから、それから少し熱心にやられたらどうなんですか。こういうあたり、なくなつてしまつてから言つたつて、なくなつた人は帰つてこぬし、崩落したやつはもとに返らぬから、ぼつぼつやつたのでしょうなどという皮肉は言ひませんが、もう少しあなたのほうでしつかりできるはずなんだ。これはおそらく私企業の民間産業だつたら、山が二分の一になつて、炭鉱従業員あるいは指導しなければならぬ保安の職員が減つたのだから三分の一にせよといふふうなことを言ひますよ。あなた

して、私どもの保安確保に当たつております監督官を中心にした保安の職員というものは思うように増員はできませんけれども、微増しておることも御指摘のとおりでございます。そういうことでございまして、もし私どもの関係者のうちに、先ほど大矢先生もおっしゃいましたような、いろいろな意味でのマンネリズムが起つておるといふようなことがございましては、御指摘のとおり、たいへん申しわけのないこととございまして、できるだけ絶えず気持ちを新しくいたしまして、絶えず気持ちを引締め監督指導に当たらせておるつもりでございます。

○政府委員(中川理一郎君) ただいま阿部先生御指摘のとおり、いま手元に私が持つております数字によりまして、昭和三十一年のときの石炭炭業における保安の見方でございますが、鉱山労働者数三十三万三千人となつておりました、四十二年のところは十五万九千……もつと減つておると思ひますが、おっしゃるとおり、ずいぶん労働者数は減つておるわけでございます。それに對しまして稼働延べ百万人当たりの災害率をとりますと、三十一年から三十五年ぐらゐまでは大体横ばい、微増程度でございしたものが、そのあとかなり高い水準まで上がりまして、その後横ばいになつてゐる。御指摘のとおり、稼働延べ百万人当たり雇災率をとりますと、たとえば死亡者の絶対値は減つておるといふようなことは関係なく、分母と分子の関係で申しますと、あまりりっぱな成績ではないといふよりは、多少ではございませうけれども、悪い傾向が出ておるといふことは御指摘のとおりでございます。それに比べま

と、つまり回数だけが多いということになりますと、山側の労使ともに、大きい違反があれば監督官が直してくれるというふうな、変な意味での無責任さが出てきはないだろうか、そういう意味では頻度をふやすことだけが能事なのかどうかというふうなことを最近私どもはたいへん考えさせられておるわけでございます。そのために数年来から自主保安というふうなことで、まず鉱山の労使が保安問題を真剣に、一致した目標として努力をしてもいい、その上に私どもの国の監督指導が加わつていったならば、もつといふ成績になるのじゃないかというふうな議論をいたしておる状況でございます。

ただ、多少弁解がましく聞かれますと、これはかえつて申し上げないほうがよろしいのでございませうけれども、御承知のような自然条件との戦いでございまして、採掘箇所も漸次深部に移行すると、先ほどの雄別のように、上の本層を取つた下の層を採掘しているというふうなむずかしい

条件がだんだん出てきておるわけでございます。またこころ、兩年の状況で申しますと、ガス突出という技術的なまだ予知と予防についていろいろ問題のある災害も起こっておるわけでございます。ことに入りまして私も一番頭を痛めましたのは、人災にはなっていないのでございますけれども、一たん状況が変わると非常に大きな事故になりかねない性格の自然発火とか、ガス突出というようなものが起こっております。技術的にもまだ解明しなければならぬものがずいぶんあるという感じがいたしております。技術面でも力を入れておるわけでございますが、それよりもやはり基本的には、監督官をはじめとした私どもの監督指導の衝に当たる者、鉱山で働かざる方々全部をくまなく、何がしかの意味での緊張感とか真剣さとかいうようなものが薄まってきておるといふようなことがあっては、これは基本的に技術が幾ら進みましても直らないのじやなかろうかという感じがいたします。そういうような意味合いにおきまして、私も監督のあり方というふうなものについてもなお考えなきゃならぬものが相当あるという感じでおります。

それからさつき阿部先生は監督官の数についておっしゃいましたが、私もかえりまして数だけではやはり事足りるのじやなくて、ほんとうに監督指導をする能力があるかどうか、監督官の研修問題といふことが、教育問題をもう少しまじめに取り組んでみる必要があるのじやなかろうか、最近さようなことをいろいろ考えさせられておるわけでございます。御質問に直接お答えしたことになるかどうか、はなはだ心苦しいのでございますが、私もとしてはなお先生方の御指導も得まして、できるだけこういう点、ああいう点というふうな御指摘を受けながら勉強を進めて、保安確保の実があらうように努力したいと思っております。

○阿部竹松君 保安の確保については労使双方やってほしいと、これは当然のこと、ただなか

なか経営者だけで保安の確保ということができない。それは労働者も当然協力しなければならぬ。しかし私はこのなくなった六名の方に会ったわけにはないからわかりませんが、二メートル上にはまた穴がありますよということをおそらく知らぬかたではないかと思う。一般従業員は、ガス何%あるということはおそらくわからぬ、干渉計を一人一人持っておりませんからおそれるからわからないのです。きわめて情けないのですが、私の言うことが間違っていれば指摘していただきたいのだが、それはそうなんです。ですから協力したいのにはできないのです。したがって、その二メートル上ですな、その坑道のあるところを掘らせるという、いままでやっておったところから、たまたま間違つてそこに当たったというのでないのです。常時それをやっていたというのだが、それはほんでもない話で、それは鉱山保安監督局の責任もあるかと思ひます。いまより七、八年前東中鶴炭鉱というのがございまして、四百メートルもよへ掘つていて、旧坑に当たって水が出て、そこで十四名がなくなつて永久にその死骸が出ぬわけですが、それはあなたのとこの下僚が——当時あなたは保安局におつたわけじゃないのですが、あなたのとこの下僚が認めている。四百メートルもよへ掘つておるのを監督官がわからないのですから……四十メートルぐらゐというならまだわかるわけですが、これも、こういうことを全部保安監督官なり監督官がやっているとはいえませんが、事故があるたびにそういう問題が起きてくる。ですから、事故があるときは必ず原因があるわけですよ。したがってなくなった方にはたいへん気の毒ですからこういう例を申し上げたいへん恐縮ですが、一番手つとり早くわかるものだから申し上げるのですが、いかなる大災害が起きてても保安管理者で責任を問われた人はいない、野球を見なさい、なくなった人には気の毒ですから野球の例をあげて言うのはたいへん失礼なんです、あの

野球チームでも選手があまりチームがだらだらしたり、監督がだらしなかつたりすると罰金をとる、それを強行したために成績良好になったチームがある。これは例が卑近ですからこれ以上申しませんけれども、保安管理者、保安監督官が、いままでも何百名の犠牲者を出し、どんなに大災害が起きてても、罪になつた人はいない、やはりなくなつた人が一番貧乏くじ引いたことになる。私も国会で何回やってもだめなんです。だからこれは抜本的にやらなければならぬ。保安法の改正の意思でございますか。

○政府委員(中川理一郎君) 阿部先生いまおっしゃいましたように、こういう大事な仕事でございまして、やはり鉱山の経営者に対しまして、これは係員も含めまして、信賞必罰ということはやはり先生御指摘のとおり厳格にやっていくべき事柄だと思つております。少なくとも最近、従来よりは送致件数をふやすという方向でその点はきびしく臨んでおるつもりでございます。

それから保安法でございますが、具体的な事項はそれぞれ規則で具体的に定めておるわけでございます。これにつきまして最近の技術上の問題点の変化、解明というものに即応いたしまして、必要なものは逐次改善を加えていくというつもりで進んでおるのでございます。ただ保安法そのものに何か根本的な改正を加える必要があるかどうかといふことでございますが、現在私どもは具体的な案は持っておりませんが、現在私どもは

○阿部竹松君 中央鉱山保安協議会などはほとんど開かれておらぬ、こういうのです、ここで委員会でもやましく言つてから一、二年間の、今日是一年一回か二回、専門部会なんか開いておるようですが、過去などはほとんど開いていなかった、こういう話なんです、実態はどうですか。

○政府委員(中川理一郎君) 私はいま開催の回数等についてのデータを持っておりますので正確なことは後日またお答えしたいと思います、私が就任しましてから現在で三ヵ月ちょっとだと思つておりますが、この間に中央鉱山保安協議会

はかなりの回数開いております。ただ中央鉱山保安協議会といういわば総会にあたるものの回数は、私が就任いたしましたからまだ一回しか開いておりませんで、その回数をおっしゃいますとそれはどの実績になつておらぬかと思ひますけれども、これはいま部会構成にいたしまして、総合部会と、技術部会と、石炭部会、金属部会という四つの構成にいたしておりまして、この部会の審議は非常に熱心に行つておられておるわけでございます。後ほどまた数字をもつてお示しする機会をつくりたいと思つておりますが、最近におきましては少なくとも相当の頻度で、かつ内容的にも真剣に御審議を願つておるということはお答えできるんじゃないかと考えております。

○阿部竹松君 石炭局長、お尋ねしますが、石炭局長は保安の担当じゃないから直接関係ないわけですが、おれのはうは石炭さえ掘ればいいんだというふうなことでなしに、保安にも石炭全般を通じて関係があり、やはり責任もあると思ひます。ところが、今度再建整備の法案が通つたので、まあ国が一〇〇%じゃなくても、肩がわりその他でいろいろめんどうを見てあげる、世上に流布されていることを借りて申し上げると、三井鉱山が一番政府の恩恵に浴するだろうと言われている、その三井鉱山はいろいろの問題で赤字が膨大になつて累積されたんだと思ひますが、あつた炭鉱で一番大きな災害を起して、炭鉱従業員に迷惑をかけて、そこが国の一番恩恵にあずかるということになると、これは私も政府の行政指導としてもどうかと思ひます。そういう大災害を起して迷惑をかけた人はやはり反省し、保安局長の言われる信賞必罰——どういう意味でおっしゃつたかわかりませんが、そういう意味で、おれにあらわしてもらわなければ、ただ委員会を終わらすための答弁用語であつてはならないわけですね。一番国に迷惑をかけ、一番大ぜいの人に迷惑をかけた人が、一番国のお世話になるという話は筋が通らぬですね、やはりこの法案が国会を通過したことによつて一番お世話になるのは、別にば



われわれ甘んじておるわけではありませんが、事情の変化に応じてそれぞれ対策を講じていくつもりでありますからして、さようひとつ御了承願いたいと思ひます。

○小野明君 どうも千億突っ込む、あるいは特別会計を五百億ばかり入れたという今度の国の施策における大臣の答弁としてはきわめてあやふやで、そういう御答弁ではちよつと納得がいきかねるのでありますけれども、局長にお尋ねをしたいと思ふんですが、昭和四十二年の合理化計画大要についてひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(井上亮君) ただいまお尋ねの四十二年の石炭鉱業合理化実施計画の大要につきまして御説明を申し上げます。

御承知のように、石炭鉱業の合理化実施計画は毎年、年度の初めに通産省が石炭鉱業審議会の意見を聞いて決定するものになつております。本年度も年度の初めに一応決定いたしましたわけでございますが、まず内容といたしましては、合理化実施計画の全体の生産量といたしましては五千三十三万トン、これを本年度の生産計画といたしております。それからなお、能率は、平均生産能率といたしまして、全国平均で本年度は四十三トンというように想定いたしております。なお、これらにつきましては、炭種別にもこの供給計画を展開いたしております。それからまた、この生産計画を実施するに際しまして、各企業におきまして炭鉱の整備を計画しておりますが、この整備計画の見通し、それからそれに伴います離職者数、これも一応この計画の中で想定いたしております。なお想定されますこの離職者に対するしましては、同時に労働省におきまして再就職計画の実施概要を取りまとめまして、この合理化計画と再就職計画とを合わせて石炭鉱業審議会におきまして、両方を同時に御審議して政府に意見を提出願うというふうな仕組みにいたしております。

ただいま申しました整備の状況、離職者の数の状況について簡単に申しますと、閉山トン数としては、

ましては、大体本年度といたしましては三百三十七万トン、全国でこの程度の閉山を見通しとして確認いたしております。これは地域別の内容でございますが、北海道では百四十二万トン、それから東部地域におきましては二十一万トン、それから宇部地区は本年度は御承知のように相当大きくて七十四万トン、これは宇部興産の一般炭の閉山の影響でございます。なお九州は三地域に分けておりますが、合計いたしまして百万トン。本年度は北海道が従来に比しますと比較的多い見通しに相なつております。合計いたしまして三百三十七万トンの閉山見通しという数字でございます。

それからなお再就職を必要とします離職者の数につきましては、常用労働者と職員と臨時労働者及び請負労働者というふうに分けて見通し計画を立てておりますが、常用労働者と職員は千四百名、それから臨時労働者と請負労働者は千四百八十名、以上総合しまして一万三千九十名の方が本年度に再就職を必要とされる離職者となるのではないかとというふうな見通し計画を確認いたしております。

なおこの離職者の方々につきましては、労働省のほうで、このたびに申しました離職者数に対応いたしまして、本年度の再就職計画を進めております。これは労働省の問題でございますが、石炭鉱業審議会におきまして、私どもの合理化実施計画を同時に審議いたしておりますので、簡単に申しますと、四十二年の三月末の求職者、これは前年から引き続いておる求職者でございますが、これは年度の初めに九千名あったわけでございますが、これに對しまして、ただいま申しましたように、一万人余りの新規の求職者が加わりますと一万九千名余りの求職者が一応労働省の再就職計画の対象になるわけでございます。これに對しまして労働省では安定所——これは広域関係と一般関係とを合せて九千六百名の方を職業紹介所の関係で再就職を完了したいという計画を地域別に持っておるわけでございます。そのほか産炭

地域振興事業団の事業による再就職これを七百名程度見込んでおります。その他会社社等々による就職が千五百名、その他合算しまして本年度の就職者は一万二千九百名程度の就職を本年度労働省として計画をお立てになつておるわけでございます。

以上が大体本年度の初めに審議会で決定いたしました。政府として、ただいまこの線に沿つていろいろな諸施策を実施している合理化計画と再就職計画の概要でございます。

○小野明君 石炭鉱業の合理化基本計画の完成年度を四十二年から四十五年に置くと、こういうことが一つのポイントになつておるのであります。それで、当然ですね、いま局長からことしの計画というのを御説明いただいたのであります。三百三十七万トンですか、ことしはね。離職者はば一万四百人、この二つの点であります。同時にこれは五千万トン程度という目標もあるわけですね。そうしますと、四十五年を目標にする以上は、年次計画というものが立てられておらなければならぬと思ふんですが、それを四十五年まで累積加算といふんですか、累計いたしますとどういふことになるんでございましょうか。

○政府委員(井上亮君) 一応本年度の四月に石炭鉱業合理化基本計画につきましても一部改正をいたしましたわけでございますが、これが、先ほど御説明申し上げましたのは、実施計画のことでございます。この改正の中には、閉山の見通しにつきまして、現在二千万トン程度というふうに告示されておるわけでございますが、これを二千三百三十七万トン、三百三十七万トンと改定したわけでございますが、これは長期の基本計画として考えたわけではございません。とりあえず、短期的に見まして、その程度増量を考えておるというふうな改正をいたしましたわけでございます。今後の長期の閉山見通しにつきましては、ただいま私も内部で検討を進めておるわけでございます。

御承知のように、再建整備計画につきましても、昭和四十五年までの計画を第一期の計画と

しまして、さらに昭和四十六年から昭和五十年まで、これを第二期の計画というふうなことでたてた。いま各社の再建整備計画、あるいは再建整備計画に乗らない企業につきましては、長期計画の名のもとに、全企業についてそういう将来の見通し計画をたてておる中でございまして、その集計がまだできておりませんので、正確な見通しはここで申し上げることができないわけでございます。が、ただ今日、私の個人といたしましての単純な見通しを申し上げますと、昭和四十二年、本年の三百三十七万トンという閉山トン数を入れますと、大体四十五年までには八百三十三万トンの閉山が予定されるのではないかとというふうに見通されております。なお、この八百三十三万トンの見通しにつきましては、大手炭鉱の見通しにつきましては比較的正確に把握されやすいわけでございます。これは経営者が比較的長期計画の中で意思表示をいたしておりますし、労使の間でもそういう了解がされている山もございまして、比較的明確にとらえられるわけでございますが、中小炭鉱につきましては、あくまでもこれは政府が中小炭鉱の経営者といふいろいろ懇談をしたその点からくみ取った単純な見通し計画というふうなことを申し上げるわけにまだ正確だといふようなことを申し上げるわけにはいきませんが、ただ、私どもの感じといたしましては、そういう作業の結果、大体八百三十三万トンの閉山が出るのではなからうかというふうな見通しをとっております。

○小野明君 人員はどうでしようか。

○政府委員(井上亮君) 閉山の原因といたしましては、やはり圧倒的な多数の閉山の山につきまして……

○小野明君 人間、人間。

○政府委員(井上亮君) ああ、人数はこれはまたなかなかむずかしいわけでございます。閉山の山だけですからまあ一万人余りぐらいではなからうかと思ひますけれども、しかし、ほかにいわゆる規模縮小に伴う合理化解雇者というふうなものもございまして、いま正確なものは作業中でござ

います、かつて私もが答申を出します際に調べましたときには、三万人近い離職者が今後——これはもっとも四十一年度からですから、四十二年度からということになり、まあ二万人程度というところになり、四十年の姿で四十一年度以降を考えたものでは、三万人程度というところを申しましたが、その後四十二年度以降というところになると、四十二年度も含めてみまうと二万人程度になるというような見通しを言ったことがございますが、まあ正確な点は、先ほど言いましたように、今日もう一ぺん再建計画と長期計画で検討いたしておりますので、正確なことは申せないわけでございます。そういう程度の数字がかつて出たことがございます。

○小野明君 ことしも五千万トン、五千三千万トンです。ところが四十五年までは大体五千万トン程度というところになっておるわけであり、そのうち五千万トンとされてきておるわけですね。五千万トンになってきた。そうすると、私はこの石炭対策の目標年度を昭和四十五年、こういうふうにする以上は、能率のほうはこれはすぐ出るといいたしても、閉山規模なり、人員というものがびしゃっと策定された上で計算がされておるもの、こういうふうにして了解しておいたのですけれども、どうもことしの規模が三百三十七万トンで四十五年までいくと八百三十七万トンである、こういう試算というものが少な過ぎるような感じがしてならぬわけですね。そこで、いま五千万トン、五千三百万トンであり、そうすると五年先はやはり八百三十七万トンとされるのに五千三百万トンである、こういう理屈がどうして見通しが成り立つのか、その辺をひとつ伺いたい。

○政府委員(井上亮君) 本年度を含めて閉山の規模が八百三十七万トンと申します場合には、本年度が、先ほど申しましたように三百三十七万トンという計画になっておるもので、今後大体四十三

年以降につきましては五百万程度の閉山というところですが、これが少ないという感触をもったただいまおっしゃったわけでございますが、この点につきましても、大手の閉山につきましても、四十二年度におきましては相当な大手の閉山もある予定になっておりますけれども、明年度以降におきましては、もちろん大手の閉山も一部入りますけれども、大規模な閉山というものはそうたくさんはないのではないかと、いふふうに考えております。今日までに相当炭量の少ない、また、きわめてコストの高くなる非能率な山につきましても、相当急テンポで閉山が行なわれてまいりましたので、今後は、今日までのようなテンポでの閉山はないというふうに考えております。

それからなお、閉山に伴いましてそれだけ生産が減少することになるわけでございますが、その反面、まあ北海道あるいは九州におきましてビルド山の増産が見込まれるわけでございますので、このビルド山の増産というものがちょうど相殺されるような形になりまして、今後の出炭の供給力の規模は大体五千万トン程度ではあるまいか。なお、ただいま再建計画をいろいろと検討を加えておられますが、まだ結論は出ませんが、ただいままで出ております、まだ確認していない計画でございますが、この見通しによりまして、四十五年で五千五百三十七万トン程度の供給力というのがただいまの企業の原案になっております。したがって、以上申し上げたように、閉山とビルド山の増産というふうな関係から、五千万トン体制の供給力が確保されるというふうに考えております。

○小野明君 ことしは四十三トンということですが、能率はどうなりますか、四十五年には。

○政府委員(井上亮君) これも、ただいま長期計画の検討中でございますから、正確なことはもうしばらく時間を貸していただきたいと思っておりますが、私の見通しでは、全国平均で五十五トンくらいになるのじゃないかというふうに考えております。

○小野明君 石炭事情というのはこれから——中

東紛争などはこれはまあ意外に、何といいたか、これは悪いのですけれども、明るい見通しに、ちょっと一時的ではありますけれども、なつた。あるいは、四十四年度から公害対策として脱硫装置などもできてくる。そうすると、コストの関係で大体よくなってくる、こういうことが言えるのでありますけれども、やはりこの計画、いまお聞きをいたしました計画を見ますと、労働者は減るわ、合理化は進んでいくわ、こういうことで残っておる労働者の非常な過重労働によってこれが支えられていく、五千万トン体制が。だから機械技術の導入といったような問題もありましようけれども、現状ということであれば、そういう五十五トンという非常に予想だもつかぬ能率ということによって想像されるのですけれども、その点はどういうふうにお考えですか。労働者の非常な過重労働の犠牲の上に、この体制が維持されるのではないかと心配をするわけですね。

○政府委員(井上亮君) 能率があがりますと、ただ能率をあげることにききゅうききゅうとした経営政策をとりますと、お説のような労働過重の問題が起これかねないと思っております。その点につきましても、特に今日の、これから先もそういう見通しがあるかと思いますが、炭鉱の労働者を定着させることが非常に大事な段階になっておりますので、いたずらに労働面にのみしわ寄せする再建計画というものは、私どもとらないう方針でおります。したがって、この能率の向上と労働面との調和をはかりましたためには、やはり機械化以外にはないというふうに考えております。そのために、私どもといたしましては、再建計画の中では特に生産体制の確立の面におきまして、坑内の機械化体制の強化という点に重点を置いて計画を立て、かつまた、それに対応する資金計画も組もうというところで取り組んでいるわけでございます。

ただ、機械化といいますが、山によりまして機械化が非常に進みやすい山と、それから機械化がなかなか自然条件の関係でむずかしい山と、いろいろございますけれども、しかし、特に労働者

につきましてもはなかなか確保しにくい状況でございますので、やはりそれだけに機械化体制を強化する政策をとりますと、できるだけ能率を向上し、労働時間もあまり延長を前提にしないような計画にしてやるように、ただいま今後の再建計画を検討している段階でございます。

○小野明君 やはり御説明を聞きまして、一つの問題は、私が持っている心配というのは、五千万トン体制というものが維持されたとすれば、閉山、合理化の推進によってそれが維持される。政策需要ではなくて、合理化の推進によって維持されるのではないかと、いふ心配が一つ。もう一つは、生産を維持するとなれば、はなはだしい労働過重によって、この五千三百三十七万トンなら、それが維持されていくのではないかと、これはもう背反するわけですから、この二つの心配を持っております。この点はどうか。

○政府委員(井上亮君) 確かに供給力の問題といたしましては、一面には閉山の問題が不可避な問題としてあるわけでございますが、その反面、またビルド山につきましても、どうしても今後増産をしていくという体制が、経営上からもまた山を維持する上からも必要になってまいるわけでございます。偶然的に——私ども意識的にそういう計画を組んでいるわけではございませんが、たまたま自然条件の点とか、あるいは炭量のあまり多くないという点から、見込まれます閉山のトン数と、それから各山が増産をしていくというその増産分とが、ほぼ同じ程度に見込まれておるわけでございますが、ただ、だからといって、私どもビルド山につきましても、増産を特に不可能を強いるような計画はすべきでないという見地で指導いたしているわけでございます。先ほどお話が出ましたように、いくらビルド山と申ししましても、今後やはり保安体制の面から生産におのづから限界が出る面もありましようし、あるいは自然条件の点から無理を言えないという面もありましようし、そういうそれぞれ山によって事情は違いますが、しかし全体として労働者の確保

という点はなかなかむずかしい問題があるわけでございまして、やはりその調和点としまして、炭坑の機械化を思い切って進めていく以外にないというふうな考え方から、機械化の推進というものを中心にいたしまして生産体制の強化をはかって、先ほど先生おっしゃいました矛盾をその面から解決していくように努力してまいりたいというふうな考えております。なお、そうすることに よって、また賃金の上昇等につきましても可能性が出てくるというふうな体制が必要ではないかというふうな考えているわけであります。

○小野明君 四十五年度で五千三百三十三万と、こういう予想を立てられておるのですけれども、この目標を大幅に割っていくと、たとえば四千五百万トンになっていく。なかなか予想がつかないところかもしれせんけれども、そういうおそれはないですか。

○政府委員(井上亮君) 非常に先生きわどい御質問をなさったわけでございしますが、率直に申し上げます、私は今日の石炭政策、特に按本策につきまして、これは石炭産業審議会も相当長期にわたってそういった点を心配しながら今日の按本策の結論をまとめたわけでございしますが、先ほど大臣が御答弁されましたように、今年度の助成対策の程度で今後推移しますならば、私はやはり限界企業と申しますか、弱い企業も中にございしますから、こういった企業につきましてはなかなか経営が立ちいかないという事態が起こり得るかと思ひます。そうなりますと、先生御心配になりまして、四五千五百万トン程度しか供給力がないような事態というものは申しません。しかし、私どもの石炭政策についての決意と申しますものは、先ほど大臣もお答えになりましたように、今年度の助成対策で決して満足いたしておるわけではございません。幸いにして特別会計の設置も認められたわけでございまして、この特別会計につきましては、これは関税収入も当初私どもが考えておりましたより関税収入はふえる見込みでございします。従来は大体年々五

十億程度の収入増というふうな考えておったわけでございしますが、最近の石油審議会等における見通しでは、おそらくこれは六十億を下回ることになるまいというふうな、年間の伸び率を見通しておるわけでございします。なおこれだけではありせん、これは私も大蔵省とこの制度をつくりますときに、なおこの関税収入をもつて足りない場合には、一般会計からの追加繰り入れを認めるというふうな話し合いもできておりますし、特別会計法の附則におきましてそういう条文も入れていただいた経緯もあるわけでございします。私どもは、大臣も毎々申しておられますように、こういった助成策をさらに補強して五千万トン体制の確保は全力をあげてまいりたいというふうな考えております。

○小野明君 石炭といひましてもなかなかそのやることが多くて、特別会計を見ましてもこの前から指摘がありますように本体ですね、金が非常に少ないわけですね。そうかといひてアフターケアをやらないでいいかという、これはたいへんな問題になる。そういうふうな非常に重要な問題ばかりをかかえておる特別会計なんですけれども、ひとつ私はいまの問題を離れて別の問題ですね、産炭地振興の問題を二、三お尋ねをしておきたいと思うのです。

どうも産炭地域振興といひましても実効があつておられないわけですね、筑豊あたり見てみますと。大臣はまだ九州お見えになったことあります。筑豊あります。土地は広くこしらえてあるのですけれども、土地代が非常に高くても何もない。工場誘致とか何とかというけれども、野球場でもつくったかどうかというふうな話まで出て、土地ばかりこしらえて肝心の企業が来ない。中小企業は来ておりますけれども、これは体質がよくない、ばたばた倒れていく、地元のものも労働力を吸収し得ない、こういう悩みがあるわけでありまして。地元の一体産炭地域の振興というのが、これもやはりこれで見ますと三十億もの金を注ぎ込んでおるわけですから、もっと気のきい

た産炭地域振興対策なんというものはいいのか、こういう気がしてならぬのです。この前もお尋ねしたときには、これは年次計画、五カ年計画ですか、これでおやりになるというお話を伺ったんですけれども、その後どういうふうなになっておりますか、これをひとつお尋ねしたい。

○政府委員(井上亮君) 産炭地域振興の問題につきましましては、御指摘がありましたように、なかなか目に見えて活発な進出がないという御意見でございますが、確かに数は相当ふえております。今日までにおそらく私の手元の資料だけでも三百四十企業の進出があるわけでございしますが、これは一年近い前の数字でございしますから、四百近い企業進出が行なわれておると思ひますが、ただこの実態を見てみますと、中小企業がほとんど大部分でございします。そこで産炭地域の市町村あるいはその他地元の関係者の方々からと大きな企業を誘致したいといひて、いわゆる中核企業を誘致したいという声が非常に強いわけでございまして、私もそういった声に對して、中央に

おりました、たとえば自動車工業等につきましまして、私も、私も関係の自動車工業の責任者の方々と何度かお目にかかつていろいろ打ち合わせをしておるということもございします。ただそこから知り得ましたことは、やはり時間の問題であると私は思っております。いま直ちにと言われますと、各社のいろいろな今後の生産拡充計画との関係がありますので、いま直ちにということではできないけれども、近い将来においては考慮したいというふうな御返事が今日まであるわけでございします。私もとしましては、こういった大きな企業を産炭地域に導入いたしますためには、それに先立ちまして基盤整備がやはり第一に大事ではないかというふうな観点から、ただいまお尋ねのありました第二次産炭地域振興の五カ年計画に際しまして、この基盤整備というものを第一に掲げまして、これは道路の建設であるとかあるいは港湾の整備とかいうものももちろんございしますが、それと関連した土地造成計画というふうなこともそ

の中に織りまぜて計画を立てていきたいというふうな考えております。

それからなお産炭地、特に筑豊におきましては水の問題が従来から非常に叫ばれてまいっておりますが、私も昨年度からわずかながらでございますが、小規模ダムにつきまして産炭地域振興事業団がこれを建設するというような新しい事業を開始しておりますが、今後におきましても懸案の地点もまだございします。こういった地点につきましましてはさらに調査を行ないますとともに、できるだけ早い機会に産炭地域振興事業団が水の確保のための工事ができるようなひとつ計画をつくりたいというふうな考え方でもございます。

いづれにいたしましても、この五カ年計画につきましましては、ただいま産炭地振興審議会におきまして審議中でございしますが、七月末までには全体としての取りまとめができるのではないかと、いふふうに考えております。ただいま産炭地の各県知事さんをはじめ、市町村の皆さま非常に御熱心で、たびたびひんばんな会合をいたしておられます。もうしばらくの時間で第二次五カ年計画ができるのではないかと、いふふうに考えております。この計画が審議会でも確認されました場合には、私もといたしましては、直ちに通産大臣にもこの内容を御説明申し上げまして、要すれば閣議で御報告いたさ、御確認いただくような措置もとりたいというふうな考えております。

○小野明君 まあ、この辺でやめたいと思ふんですが、筑豊の衰微がひどいんですね。人口が八十八万ぐらいあったのが最近では六十八万、生活保護者でも全国の七、八倍の数になっているわけですね。そういうふうなことになるのに、地元の中小企業が労働力を吸収し得ない、おまけにここ何年かたばというお話もありました、これはまあ千五、六百億ぐらいのお金ですか、これが九州のほうにも影響しております、労働者が全部大阪へ行くんですよ。最近流出がひどくなりまして。大臣が石炭よりも向こうに重点を置かれてお

るかとも思うんですけど、それはまあ別にいいし、非常に万博へ向けて人口の流動が激しいわけですね。でありますから、いままでも産炭地振興が叫ばれて長い。そして問題が水と道路であるということも、これは産業の基盤でありますから、これはわかるのでありますけれども、あながちその産炭地振興というのは、そういう質の悪い、すぐ倒れるような企業を持つてくるということではないかと思うんです。やっぱりほんとうに自立できるような、北九州と福岡というようなかなりな大都市を持つておる、消費地を持つておるんですから、その辺で農林省あたりとも十分連絡をとりながら、そういう産炭地におけるいろんな農業とありますが、野菜あるいはいろんな畜産もあるんであります。そういう面についてもいろいろいろいろを願うと、こういうこともあわせてやっぱり必要ではなからうか、こう思うわけですね。そういう点については御検討いただいているかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(井上亮君) ただいま先生から御指摘のありました農業面についての施策でございますが、私も先ほど申しました第二次五カ年計画の検討の際にもそういう議論が出ておりますし、あるいは事務的にも農林省といろいろ打ち合わせておりますので、少し詳細に担当課長から説明させていただきます。

○説明員(飯島三郎君) 特に筑豊の農業の問題につきましては、かねがねいろいろ問題もございまして、今度の計画の審議の過程におきましても、まず第一は、鉱害復旧との関係の問題、この問題につきましては当然のことながらできるだけ鉱害復旧の促進をはかっていただきたいということがあるわけですね。

それからもう一つは御承知のようにボタ山の問題がございまして、ボタ山につきましても、かねがね有沢調査団の答申以来、その多角的な利用ないしは環境整備という観点から、その処理の促進を考へるべきであるという答申が出ているわけでございますが、この趣旨に沿ひまして、たとえば工

場団地の造成だとか、あるいは先般企業化しましたボタ山を使ひます軽骨材の企業化ということを進めてきたわけでございますが、そのほかに牧草地に使えないかという問題がございまして、これにつきましては、私のほうの産炭地域の振興調査で、四十一年度から調査を進めているわけでございます。最近四十一年度の調査結果が出ていますので、冬季節の牧草の育成につきましても非常に好ましい状況が見通しが出たわけでございます。ただ問題は、夏場にはたしてうまく育つかどうかという問題がございまして、これに力点を置きまして四十一年度はさらに調査を進めていきたいと思います。いづれにしても、それらの研究成果というものはぜひ生かすようなことでボタ山の活用というものを考へるべきじゃないかということも議論になりました。

それからもう一つは、筑豊の農業につきましても、一つは非常に農業従事者が多い。それから同時に規模が非常に零細であるという点が問題でございまして、これにつきましても農林省ともいろいろ御相談しているわけでございますが、たとえば農業の構造改善事業あるいは土地改良事業といふものをできるだけ重点を置いてやってみようというところも必要じゃないか。それからさらに蔬菜園芸の関係、これも場所によつては十分考えられるところもございまして、それらを含めまして特に鉱害復旧の問題と関連させまして、たとえば県の段階では農業センター、農業センターというような特殊な農業の施設を考えたかどうかという案もあるわけでございますが、これも現在審議会で検討の対象にしております。まだ結論は出ておりませんが、いづれにしてもそういう施設は必要ではないかという空気でございまして、

そういうことで、農業問題というのは単に農業を振興するだけではなくして、場所によつては農業、さらには観光というふうなものも考へるような、できるだけ適地適産ということで振興の方向を考へていくべきじゃないかという状況でござい

ます。

○小野明君 終わります。

○大矢正君 まず最初に、先般当院を通過しました石炭鉱業に関する再建整備の措置、すなわち平たく申しますと千億の肩がわり、これが申し上げましたとおり法案がすでに通過をいたしておりますので、当局とそれぞれの企業との間におきまして折衝が進められておるものと判断をいたしますが、この再建整備計画の最終的な個別企業の決定、それに基づき肩がわり、こういう措置が日程としてこれからどのように計画をされていくか、まずお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(井上亮君) 再建整備計画につきましては、ただいま法案が通過いたしましたから直ちに政令、省令を公布いたしました。まず各社の再建整備計画の提出を求めております。すでに再建整備計画につきましても、まだ最終的なものではございませんが、各社が相当数カ月にわたつて検討いたしました内容は、すでに非公式に出されておりました。ただいまそれをもとにいたしまして石炭鉱業審議会の経理審査会で検討を始めております。今日までの検討の経過は、大体大手につきましてはいわゆる再建企業と称しております四、五社を除きまして、大体一巡的な論議を終わっております。それからなお中小炭鉱につきましては、今週の金曜日にまず中小炭鉱につきまして、その六、七社につきまして検討を進めよう、それから来週の段階で、ただいま申しました再建会社についての検討をする。再来週は中小の残りの六、七社につきまして検討を加えるという措置を実施してまいりたい。で、八月五日までにはいわゆる各社から正確な通産大臣あての再建整備計画の承認申請が、認定を受けるための申請が出ると思ひます。

○政府委員(井上亮君) 先ほど申し上げましたように、ただいま長い間の数カ月にわたる予備審査はすでに終わつておるわけでございます。この予備審査の段階で各社の問題点も大体わかつておるわけでございますが、そういう中でこの法案が

の認定ができる段階になるのではないかと、いうふうに考へております。ただ、中に一、二なかなかむずかしい検討を要する企業がございまして、大多数のものについてはそのテンポでいけると思ひますが、一部のものにつきまして、あるいはもう少ししばらく時間のかかることもあるかと思ひますが、大体以上のようなことでございまして。

○大矢正君 この再建整備計画の最終的な確定というの、全部の石炭企業が、もちろんこれは提出した会社だけですが、検討され終つてから一括確定ということになるのか、あるいは各社ごとによつてまいりますから、これは再建整備計画で十分やつていけるという認定をした段階に個々にあつてもそれをやるのか。ということとは、私がなぜそういうことを聞くかといひますと、かりに再建整備計画を提出いたしましたも、企業によりましては、その再建整備計画なるものが、通産省が考へておられる方向に沿ふかどうかという点において疑問とする炭鉱の中には出てくることと思ひます。したがつて、そういう炭鉱まで含めて議論をしていくということになりますと、あなたの発言からいけば八月の上旬までには全体として確定をするようなまあ認可といひましようか、認定といひましようか、決定をするようなお見込みのようでありましようか、特定の企業で再建整備計画がはたしてその計画どおりいくかどうかという不安等があった場合に、時間的にはかなりおくれ、その面もあらわれてまいります。そういういたしますと、そのわずかの会社のために全体としての再建整備計画の推進がおくれるということにもなるわけでありまして、そういう点についてどういふふうにお考えになつておられるかお答えしていただきたいと思います。

○政府委員(井上亮君) 先ほど申し上げましたように、ただいま長い間の数カ月にわたる予備審査はすでに終わつておるわけでございます。この予備審査の段階で各社の問題点も大体わかつておるわけでございますが、そういう中でこの法案が

いまの経済構造の中で、需要問題を法律的にきちっと一〇〇%裏打ちをするということは、なるほど私は困難性があると、こう思うのです。しかし、大臣はいま、たとえば原料炭については心配がないとおっしゃっておられるけれども、しかし、

最近の鉄鋼等の状況を見ますと、必ずしも将来とも原料炭だかといつて需要が確保できるという状態にはならないのではないかと、私はこう思うのであります。それから一般炭につきましても、私はまた同様なことを言えると思うのであります。たとえば、今年度は石炭の増加引きと交付金として四十一億円が、九電力、電発、そしてまた鉄鋼も若干ありますが、今年度この三者に交付されることになるわけですが、年間少なくとも四十一億円の金をもらうこれらの企業といえども、対政府との間においては法的には何らの拘束義務もない。社会的に道義的に業者間における話し合いなり、あるいはその仲立ちをする通産省という立場はあっても、これだけ多額の交付金を受けるにもかかわらず、あくまでも道義的な立場のものではないといふことは、まず第一点として私は問題があるのではないかと。少なくとも四十一億円という多額の金をもらうからには、ある程度の法的な拘束は私はやむを得ないものと考えてしかるべきではないかといふふうに思うのです。

それからいま一つは、やはりいまの石炭政策の中で一番欠けているものは何かと言いますと、需要を確保する分野においては努力です。なるほど合理化事業団による買い上げ、そして閉山、生産の調整という問題はありますし、開採や事業団融資等を通じての個別の山の合理化計画、政府自身の総合的な合理化計画というものが着々と進みつつあることは間違いないのであります。しかし、一たんこの需要確保と需要面ということになりますと、窓口が開かれていっているという意味では九電力と鉄鋼の間に窓口はありますが、これとて法的には何ら拘束をされない。いやだと言われてしまえばそれまでです。将来にわたってはたして需要が確保できるかということになりますと、非常に不安定な要素が多い。こういうことで私は、日本の石炭企業というものが生き延びていくということはなかなか困難ではないか。したがって合理化法の中に需要確保に関する規定を盛り込

むことは是非の議論はあったといひましたが、何らかの形で私は政府が積極的に需要確保のために努力をする旨の内容のものがあつてしかるべきだと思ひます。ところが、通産大臣は、どうも現在の段階で法的にそういうものの必要性はないとおっしゃるが、私はこの点がある程度法律上拘束するようなことにしたいかと思ひ、将来とも必要の確保をはかることは必ずかしと思ひ、あります。重ねてひとつお答えをいただきたいと、こう思ひます。

○国務大臣(青野和太郎君) 現在の段階においては、電力会社も電発も必要な石炭は購入するといふことについて確約いたしておりますからして、大体四十五年までの何は、買入れ量は確約いたしておりますから、したがって、現在の段階においては私はその必要はないと思ひます。しかし、将来においては政策需要といふことは、これは今日国策でありますから、したがって電力会社も、国策であるといふことを認識して石炭を購入するといふことを確約してくれておると私は思ふのであります。しかし、将来電力会社などが、こういう国策について順応せずして引き取りをこぼすといふような傾向がもしあるとすれば、それはそのときにはある意味において強圧的といふか、あるいは法制上と申しますか、そういうことで少し制約を加える必要はあるかと思ひますが、まあ現在の段階においては私はその点はない、こう考えておる次第であります。

○大矢正吉 大臣、御存じのとおり、昭和三十九年度は五千九百九十二万、約五千万トンの需要がありました。四十年はこれが二千万トンくらい減少しています。それから昨年度は四千八百八十万トンをこえる程度にしか需要がないわけですね。このまま推移をいたしますと、昭和四十五年ころになりますれば、いま五千万トンと申すところになりますけれども、四千五百万トン程度しか需要が見込まれないのではないかと心配する私は持っているのです。そこで結局のところ、五千万トンの生産は合理化計画の中で生産計画として政府が

認める、そのことのために金も出してやろう、これまではいいのだが、政府が認められる五千万トンについての需要の確保ができないという前提がありながら、なぜ一体五千万トンの生産計画を認められるのか、私はどうもこれがわからない。昨年四十一年度は四千七百八十万トンしか需要がなかったという厳然たる事実があるわけですね。しかも前年度と比較して、約百万トン近い需要減があるといふこともこれは事実です。昭和三十六、七年度の合理化が始まりましたあの時点から、ただの一年といえども需要が前年を上回るといふ事態はないわけですね。政府はいまだにまだ五千万トンといふ一つの基本的な考え方の上に立って生産計画を立てて、一千億円の肩がわり措置をし、安定補給金を出して、需要が四千七百万トンあるいは八百万トンしかないといふことがわかりつつ、なぜ五千万トンの生産計画といふものを合理化の基本計画として認められるのかどうか、これが私にとってはまことに不可解なことですね。お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(青野和太郎君) 問題は五千万トンの需要があるかどうかといふところだと思ひます。そこで、今度も特別会計などを設けて五千万トンは確保するといふことは、それは生産も確保するし、同時に需要も確保するといふ前提のもとにおいて、今度の五千万トンという数字が出てきておるのでありますからして、したがって、政策需要によつてこの五千万トンの需要をはかりたい、こう存じておりますが、事実その他の一般炭の消費などが減つてきて貯炭などがだんだんとふえてくるというように、それが現在でもすでにあらわれておりますが、それがなお顕著にあらわれるといふようなことであれば、あるいは共同火力の問題というように、また別に特に考慮して、そうして一般炭の需要の増加をはかるというように、とにかく五千万トンは生産はしてやらう。同時にまた需要してもらふといふことで努力したい、こう考えておる次第であります。

○大矢正吉 その政府の努力はいままでもやってきました。そのために金も出してやろう、これまではいいのだが、政府が認められる五千万トンについての需要の確保ができないという前提がありながら、なぜ一体五千万トンの生産計画を認められるのか、私はどうもこれがわからない。昨年四十一年度は四千七百八十万トンしか需要がなかったという厳然たる事実があるわけですね。しかも前年度と比較して、約百万トン近い需要減があるといふこともこれは事実です。昭和三十六、七年度の合理化が始まりましたあの時点から、ただの一年といえども需要が前年を上回るといふ事態はないわけですね。政府はいまだにまだ五千万トンといふ一つの基本的な考え方の上に立って生産計画を立てて、一千億円の肩がわり措置をし、安定補給金を出して、需要が四千七百万トンあるいは八百万トンしかないといふことがわかりつつ、なぜ五千万トンの生産計画といふものを合理化の基本計画として認められるのかどうか、これが私にとってはまことに不可解なことですね。お答えをいただきたいと思ひます。

きたわけですね。やってきましたけれども、昨年は四千七百八十万トンしか需要がなかったわけですね。で、大臣は無責任に五千万トンを生産させて、それに見合う需要を確保したいと、こうおっしゃるが、それじゃもつと具体的にお尋ねをしますが、四十二年、すなわち今年度は精炭ベースでいわれると、おりの五千万トンの需要を絶対に確保できるとお考えになっておられるのかどうか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(井上亮君) 数字的な御答弁を少しさせていただきますと思ひますが、四十二年度におきます需給計画の見通しでございますが、大矢先生もおっしゃいましたように、過去二年間におきましては、五千万トンの需要確保を割っております。おっしゃったような数字でございます。本年度の計画をいたしましたのは、私ども、先ほど大臣がお答えになりましたように、九電力の長期引き取り契約に基づく増加引き取り、これをお願いいたしますとともに、本年度からかねて建設中であります電発火力が稼働いたしますので、石炭の引き取りがふえるといふような点、そういう点点を考慮いたしまして、それからなお原料炭が、本年度におきましては以前に考えましたより以上に需要が旺盛であるといふような点を考慮して計画を見てみますと、大体四十二年度では四千九百四十万トンないし四千九百七十万トン程度の需要確保が可能ではないか、ただいま四千九百四十万トンないし四千九百七十万トンと、「ないし」と申しましたのは、これは原料炭の引き取りかんの問題にありまして「ないし」と申し上げたわけでございますが、しかし、この原料炭の引き取りにつきましても、これは出炭さえあれば引き取りにいくことになるわけでございますが、出炭力の点に若干問題があるものでもありますが、私どもは需要確保の見通しにつきましても、私どもは、なほ、来年、四十三年度以降におきましては、先ほども申しましたような九電力の増加引き取り、それから電発火力の増量引き取りと、これ

は建設が逐次進んでまいりますので、その増量引き取り、それからさらに原料炭の増加引き取りというような点を考慮いたしますと、一般炭の需要減少はございませうけれども、一応計画に五千万トン以上の需要確保が少なくとも四十五年度までにおいては可能ではないかというふうに私も見えております。ただ、四十六年度以降になりますと、さらにやはり電気の増設とか、あるいはただいま大臣のおっしゃいました共同火力の増設というようなことがありまないと、五千万トンの確保はむずかしいという事態になるのではないかとこのように考えております。

○大矢正君 井上さんは計画をつくることに能力がすぐれておって、あなたの計画は全くいいんだけれども、実際はあなたの計画どおりにはいかないと私は思うのです。で、まあ衆議院の段階でだいぶ混乱が起きつつあるようで、私があまり長い間これを質問しておりますと響いてきても困りますから、この程度で終わりたいと思います。後日あらためてまた基本的な点、具体的な点で質問をいたします。

ただこの際、特に申し上げたいと思いますことは、五千万トンの生産を政府が認めたのであるから、私は政府みずから単純に考えて、五千万トンの需要については責任を負うべきではないか。万一、かりに百万トンなり二百万トンなり、貯炭が累増するような事態に立ち至れば、その部面については政府が直接それを買上げるとまでは、無理は申しませうけれども、少なくともその貯炭増加に伴うところの過重な各企業の負担というものは、政府において措置しても私は何ら誤りがないと、こう思うのであります。

それからいま一点は、やはり単に生産に関する計画だけを政府が立てられるのではなしに、需要に関しても、法律に基づいて私は何らかの方途を考へるべきであるということを特にこの際強調いたしまして、私質問を終わりたいと、こう思います。

○委員長(鈴木壽君) はかにありませんか。――

他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木壽君) 多数と認めます。よって本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

七月六日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は五月十六日)

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案





昭和四十二年七月二十一日印刷

昭和四十二年七月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局